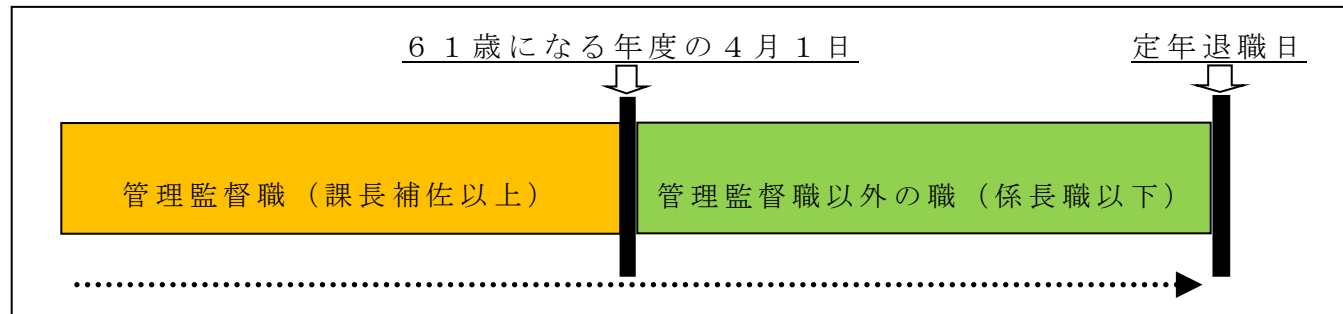


議案第 7 2 号 調布市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例

- 1 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職（第 6 条関係）  
給料の特別調整額を支給される職員の職（課長補佐職以上）とします。

**【管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）のイメージ】**



- 2 定年前再任用短時間勤務制の導入（第 1 3 条関係）

60歳に達した日以後に退職した職員を，従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に採用することができることとします。

**【定年前再任用短時間勤務制のイメージ】** ※63歳が定年相当年齢の場合

